

小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	小田原市水道料金審議会委嘱状交付式 及び 第1回小田原市水道料金審議会	
日時	平成27年7月24日(金)午後2時00分～午後4時10分	
場所	水道局 第2・3会議室	
次第	<p>第一部 小田原市水道料金審議会委嘱状交付式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 委員自己紹介 <p>第二部 第1回小田原市水道料金審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長・副会長の選出 2 会長・副会長あいさつ 3 諮問 4 水道局職員紹介 5 審議会の公開・非公開について 6 諮問書について 7 水道事業の沿革と概要について 8 前回(平成21年度)の水道料金審議会の答申について 9 施設見学 高田浄水場 	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・水道局職員名簿 ・小田原市水道料金審議会規則 ・資料1「小田原市水道料金審議会全体スケジュール」 ・資料2「小田原市水道料金審議会の公開について」 ・資料3「小田原市水道料金審議会傍聴要領」 ・資料4「水道事業の沿革と概要について」 ・資料5「前回(平成21年度)水道料金審議会答申」 ・おだわら水道ビジョン ・諮問書 諮問後、副本を配布 	
出席者	審議会	茂庭会長、向山副会長、川辺委員、関野委員、川口委員、上村委員、川瀬委員、畠山委員、田淵委員
	事務局 (市)	市長、局長、副局長、営業課長、給水課長、工務課長、水質管理課長、営業課副課長、給水課副課長、総務係長、経理係長、計画係長2名、営業課担当者2名
傍聴者	0人	

営業課長の司会により、第一部 小田原市水道料金審議会委嘱状交付式が次第のとおり行われる。

市長から委嘱状が手渡される。

委嘱状交付に続き、市長からのあいさつが行われる。

委員の自己紹介が行われる。

引き続き、営業課長の司会により第二部 第1回小田原市水道料金審議会が次第のとおり行われる。

会長が選出されるまでの間、水道局長が仮議長を務める。

仮議長

本日の審議会は、委員総数の2分の1以上が出席しているため、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

次第1「会長・副会長の選出」

仮議長

小田原市水道料金審議会規則第4条の規定では「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」となっておりますが、委員の皆様いかがいたしますか。

川辺委員

会長・副会長について、事務局案を伺いたい。

営業課長

会長は茂庭委員、副会長は向山委員にお願いしたいと考えております。

仮議長が事務局案を諮り、全会一致で承認され、茂庭会長、向山副会長が選出される。

次第2「会長・副会長のあいさつ」

茂庭会長及び向山副会長の就任のあいさつが行われ、その後、茂庭会長の進行により、審議会が再開される。

次第3「諮問」

市長から茂庭会長へ諮問が行われる。

(諮問後、市長は退席)

次第4「水道局職員紹介」
水道局長より職員の紹介が行われる。

茂庭会長の求めにより各委員に諮問書の副本が配布される。
また、事務局より資料の確認が行われ、今後の審議会のスケジュールについて、資料1を使用して説明が行われる。

営業課長

第2回と第3回については8月中の開催を予定しているため、本日、日程を決めさせていただきたいと思っております。候補日としては、資料1にあるとおり、第2回は8月5日の水曜日か6日の木曜日、第3回は8月26日の水曜日か27日の木曜日と考えていますが、委員の皆様の調整をお願いいたします。

< 質疑応答 >

上村委員

第2回、第3回の開催時間を伺いたい。

営業課長

第1回と同様、午後2時から午後4時頃までを予定しています。

調整の結果、第2回開催日が8月6日の木曜日、第3回開催日が8月26日の水曜日に決定する。

次第5「審議会の公開、非公開について」

茂庭会長

次第5 審議会の公開、非公開について、事務局から説明をお願いしたい。

営業課副課長

資料2、審議会の公開、非公開についてご説明いたします。1の審議会の公開、非公開の決定ですが、小田原市情報公開条例によりまして、会議は、原則公開とすることが定められています。また、小田原市審議会等の公開に関する要綱により、あらかじめ公開の可否を決定しておくことが定められております。

次に2の会議の事前公表等ですが、(1)として会議開催の1週間前までに公表すること、(2)として会議資料を傍聴者へ配布すること、(3)として会議録を作成し、公開することになっております。

本日は、現在のところ、傍聴希望者はありませんが、本審議会は、これらの規定に基づき、原則公開とさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

茂庭会長

事務局からの説明のとおり、審議会は原則公開ということになりますので、ご了解いただきたい。

そのほか、この審議会の公開に対して何かありますか。

営業課副課長

引き続き、資料3、小田原市水道料金審議会傍聴要領をご覧ください。審議会の傍聴等を円滑に行うため小田原市水道料金審議会傍聴要領を制定しております。

第1条に趣旨、第2条に傍聴の手続き、第3条に傍聴の制限、第4条に禁止行為、第5条に撮影。録音等の禁止、第6条に退場、第7条に委任を定めております。この要領に基づいて、傍聴等の事務の取り扱いをさせていただきますので、ご了承いただきたい。

茂庭会長

次第6「諮問書について」

次第6 諮問書について、事務局から説明をお願いしたい。

営業課長から諮問の理由書が、読み上げられた。

< 質疑応答 >

川辺委員

平成7年1月以来の料金改定ということは、20年間料金改定を行っていないということか。

営業課長

そのとおりです。

川口委員

この20年間、料金の値上げを行わずにやりくりすることができた要因は。何か秘策のようなものがあつたのか。

営業課長

平成21年度に料金の値上げに関する答申をいただいた以降について申し上げますと、その際の財政推計において料金収入の推移を多少厳しめに見込んでおり、結果的に料金収入の減少幅が見込みより小さかったことが一つの要因として挙げられます。

また、支出については、施設の整備に伴い従来委託で実施してきた業務を削減して経営の効率化に努めてきました。これにより経常的な経費の削減を図ることができ、また人件費についても職員一人当たりの単価が下がってきていることから、損益上は黒字を維持している状況です。

施設整備事業についても前倒しや先送り等の入れ替えを行い、事業自体の遅れはありますが、そうしたことから建設改良費を抑制することができ、何とか資金残高を確保しています。

茂庭会長

小田原市に限らず各水道事業体では人員が大幅に削減され、外部委託化が進んでいる。また先ほど話が出たが、本来更新すべき時期にあるものを先送りにしているのも現状である。全国平均で管路の更新率は年1%程度。年1%でも100年かかることになるが、実際には0.7%から0.9%であり、日本全体の平均で考えると管路の入れ替えに120年かかる計算になる。管路の寿命は長くて60年であり、かなり無理をしている厳しい状態にあると言えるのではないか。

- 向山副会長 参考までに、おだわら水道ビジョンの 19 ページに小田原市の管路の更新率の具体的な数字がある。平成 25 年度は 0.39% で全国平均の約半分まで落ち込んでおり、なかなか工事が進んでいない現状が見て取れる。
- 上村委員 今後入れ替えられる新しい管は、何年くらいもつものなのか。
- 茂庭会長 昔入れられていた鑄鉄管であれば 40 年から 50 年。新しく入れているダクタイル鑄鉄管については、結合部の話は別として、管そのものの寿命は 100 年くらいではないかと言われている。
- 川瀬委員 地震に対する心配について、やはり古い管は地震に弱いものであるから、そういう面でも入れ替えの必要性を強く感じる。
- 茂庭会長 20 年程前に阪神・淡路大震災の現場を見たことがあるが、フランジという管と管をつなぐ襟のような部分が、強い結合力があるにもかかわらずもぎ取られてしまっている状態であった。当時の耐震継手は S というもので、最近では GX というものだが、S が導入されていたところでは管が抜けなかったといわれている。被害の大きかった埋立地の六甲アイランドの管についても、掘り返して見ていないため分からないところはあるが、無事だったようである。
- 管の耐震化により被害が小さくなることはわかっているが、断層が大きくずれるような地震となると想定できない大きな力が管にかかるため、そこまでの耐震はなかなか難しい。しかし、少なくとも主要な太い管を耐震化しておくことで、仮に細い管が壊れても比較的短時間での復旧が可能となる。
- 向山副会長 おだわら水道ビジョンの 33 ページにも耐震継手の説明や写真が載っているので参考にさせていただきたい。
- 上村委員 昔はみんな水道水を飲んでいたが、今はペットボトル、ミネラルウォーターが多く販売されている。これからも水道を使う人が減っていくと思われる中で、収入の面についてはどのように考え、計算しているのか。
- 営業課長 前回料金改定時である平成 7 年度の水道料金収入が約 34 億円あったのに対し、平成 26 年度決算では 24 億円を下回り、およそ 10 億円の減額となっています。これは、飲み水としてペットボトルなどを購入する人が増加したのに加え、節水機器の普及が大きな要因となっています。
- 例えば、トイレは昭和 50 年頃から水洗式のものが普及し始めたが、当時のタンク型のもので一回水を流すのに約 20 リットル必要としていたところ、最新のものでは 4 リットルを切るなど 5 分の 1 以下になって

います。

また、洗濯機もドラム式のものと7、8年前の縦置きのを比べると半分程度の水量ですむようになっており、食器洗浄機では手洗いに比べて使用水量が9分の1といった状態です。

財政推計でも今後の収益の減少が見込まれますが、そうした中でも耐震化、老朽施設の更新は進めていかなければならないため、料金改定について考えていただきたい。

畠山委員

消費者としては節水に励むものである。水道局の水道水を多く使用してほしいという思いも分かるが、私自身も節水機器を積極的に導入しており、環境対策も含め節水に励もうという気持ちが強くある。

営業課長

水道局としても、これまで「限りある資源、水を大切に」というPRはしてきたところですが、たくさん使ってほしいというのは難しい。そうした中で、近年では熱中症対策として身近にあって手軽に、すぐに飲める安心安全な水道水という点をアピールし、利用を促しています。

また、毎年水道週間というものが全国的に行われており、本市も6月6日の土曜日に小田原地下街のHaRuNeでイベントを行いました。

イベントの内容としては、ペットボトル1本と1m³のタンクを展示し、小田原市では水道水1m³が約130円であり、これら2つは同じ値段であるというPRをしたり、地下街の通行人、約570人に冷やした水道水を提供して水道水のおいしさをアピールしました。

無駄に水道水を使用してほしいというのではなく、水道水のいいところを再認識していただいた上で利用してほしいという思いがあり、こうしたPRはこれからも続けていきたいと考えています。

畠山委員

水道水の安全性やおいしさをもっと市民にアピールしていけば、市販の水をタンクで購入するような人も減るのではないかと。

川瀬委員

水道水の利用はペットボトルごみの減量化にもつながると思う。ペットボトルの料金を考えると、中身より容器代のほうが高いのではないかと。

茂庭会長

東京都も苦労しながらおいしい水の宣伝をしているようだが、なかなか思うように浸透していないのが現状の様子であると思うが、向山副会長、いかがか。

向山副会長

東京都では、水道週間に限らず水の飲み比べのキャンペーンを行っている。都庁の蛇口で汲んだ水とペットボトルのミネラルウォーターを見えないようにして飲み比べてもらうが、統計を取ると半数の人に水道水の方がおいしいと言っていただけである。東京の水でもそうなのだから、小田原市の水であればもっと多くの人においしいと感じてもらえるの

ではないか。そうしたイベントも認識を切り替えるきっかけになると思う。

茂庭会長

この話は、永遠の課題である。

水道水を飲まなくても、飲用に使用されている量としては、給水量の1%にも満たない。しかし、ペットボトルの金額は水道料金の1000倍程度。実際にはペットボトルの料金は中身や容器よりも運搬費が大部分を占めている。運搬費を支払って飲んでいるようなものと認識していただけたらと思う。

実は、水道も給水する費用のうち7割くらいが、配ることに対する費用になっている。

次第7「水道事業の沿革と概要について」

茂庭会長

次第7 水道事業の沿革と概要について、事務局から説明をお願いしたい。

工務課長

私から小田原市水道事業の沿革と概要につきまして、説明させていただきます。お手元の資料4とあわせて前面のスクリーンをご覧ください。

初めに、小田原の水道の起源について説明させていただきます。スクリーンには、江戸時代中期(1800年頃)に作成された東海道分間延絵図(ぶんけんのべえず)の小田原城周辺の街並みを映しております。

小田原には、古くから小田原用水と呼ばれる上水施設がございました。一説には日本最古の上水施設とも言われ、その起源は明確ではありませんが、歴史的な考察によればおそらく戦国時代の大名、北条氏康(1515~1571年)の代に遡るのではないかとされております。

豊臣秀吉の小田原征伐に参陣した諸大名たちは、小田原用水を見て、自領の上水開設の参考にしたものと考えたといわれており、徳川家康もその一人で、1600年頃の江戸の都市建設のために井之頭池から引いた神田上水などの上水施設が次々に江戸の町に引かれていきました。

現代から見れば、浄水施設や各戸給水がないという問題点があるものの、当時では、最も進んだ設備を有していたとも言われております。

この小田原用水については、江戸時代の初期1659年、5代目小田原城主となる、稲葉正則が小田原用水の大改良を行い、早川に水門を設置し、幅6尺(1.8m)、延長156町(約17km)の水路(一部暗渠)を作って導水し、主として住民の飲用水もしくは防火用水として近代水道が開始される昭和初期までの永い期間、改修を行いながら使用されておりました。

一方、日本の近代水道は、1887年(明治20年)、横浜の外国人居留地に給水されたのが始まりとなります。

鎖国が終わり、外国との交易が盛んになるにつれ、コレラ、チフス等

の水を介して広がる感染症が流行いたしました。不衛生な飲料水に起因する感染症を防ぐためには、清潔な飲料水を確保することが重要となりました。

そのために、川などから取り入れた水をろ過して、外部から汚染されない鉄管などを用いて有圧で広範囲に給水する方法が用いられました。近代水道は、横浜での給水から3年後の1890年(明治23年)に水道の全国普及と水道事業の市町村による経営を内容とする水道条例が制定されたことにより、都市部で急速に実用化されていきます。

スクリーンのグラフは、水道の普及率と感染症患者数の関係を表わしたものです。普及率の上昇に伴い患者数が減少していく関係がお分かりいただけると思います。

地下水が豊富で掘り抜き井戸を含む、旧来の上水設備が充実していたために整備が遅れていた小田原でも、関東大震災の復旧が終わった、昭和8年に国の認可を取得し、昭和11年3月には市内へ給水する設備が完成しました。

スクリーンでは創設当時(昭和11年)の給水区域を映しております。お手元の資料4の1ページを参考にご覧ください。

創設時は、第一水源地から小峰配水池に送水しまして、旧小田原町一円に給水しておりました。給水開始2年後の昭和13年には普及率が43%となりましたが、昭和15年の市町村合併により小田原市となり、人口も増加したことから、普及率は24%に下がりました。

次に昭和30年に事業認可を取得した第一期拡張事業でございます。

戦後の復興がようやく軌道に乗り始めるとともに、普及率も上昇の気配をみせる一方で、第一水源の地下水が年々減水し、昭和23年頃からは、新水源を確保するための調査を再開するとともに、井戸の増設や小峰配水池の増設等を行ってきました。

第一期拡張事業では、第二水源地、久野配水池を新設し、風祭・板橋・荻窪等に給水を開始するとともに、昭和29年の市町村合併による酒匂・国府津地区を給水区域に編入しました。

次に昭和34年に認可取得した第二期拡張事業でございます。

昭和30年以降、大規模な工場が次々と誘致建設され、それに伴い一般住宅や宿舎等が急増し、引き続き拡張事業が必要な状況であったことから、第三水源地、諏訪原配水池を新設し、また、第一水源地の水量が年々減水していたことから中曽根に補助水源地を設け、富水、久野、酒匂川東地区等を編入しました。

次に昭和41年に認可取得した第三期拡張事業でございます。

昭和30年代後半になって、人口の急増や生活環境の向上に伴い、水需要は年々増加の一途を辿り、従来の地下水に頼った水量では、安定的な水供給が難しいことから、酒匂川の表流水を神奈川県内広域水道企業団と共同で飯泉取水ポンプ所にて取水し、浄水するための高田浄水場を

建設するとともに中河原配水池を新設しました。また、風祭、入生田方面の水圧不足を解消するため水之尾配水池などを新設しました。

平成元年に認可取得した第四期拡張事業では、穴部・府川地区の出水不良対策として新久野配水池を建設し、水質悪化や水量不足を生じている下曾我簡易水道組合を編入し、平成 14 年に認可取得した第五期拡張事業では、中河原簡易水道組合、片浦地区簡易水道組合を編入し、より安全で安心な水供給に努めているところでございます。

スクリーンには、主な事業認可の変遷を映しております。

本市では、現在までに昭和 8 年の創設認可以降、5 回の拡張事業認可を取得し、計画給水人口は創設認可の 3 万 5000 人から昭和 41 年に認可取得した第三期拡張事業認可の 29 万 5500 人をピークに、計画一日最大給水量は 14 万 7750 立方メートルと増加してまいりましたが、直近となる第五期拡張事業変更では、国立 社会保障 人口問題研究所の人口推計に基づき、計画給水人口を 17 万 8545 人に設定しております。

また、現在の計画一日最大給水量は、7 万 1034 立方メートルとなっております。

次に水道における各施設及びその役割について、ご説明いたします。水道法において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道事業者、水道用水 供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものと定められており、小田原市では貯水施設（ダム施設等）を除く施設を有しております。

取水施設とは、水源から原水を取り入れることを目的とした施設で、取水堰や深井戸等がございます。

導水施設とは、取水された原水を浄水場まで導くことを目的とした施設で、導水管、導水ポンプ等がございます。

浄水施設とは、水源から送られてきた原水を飲用に適するように処理することを目的とした施設でございます。

送水施設とは、浄水場から配水池まで浄水を送ることを目的とした調整池、送水管、送水ポンプ等がございます。

配水施設とは、給水区域の需要に応じて、適正な水圧で需要者に供給するための施設で、配水池、配水管、配水ポンプ等がございます。

以上が、簡単ではございますが、水道の各施設及び役割でございます。

次に本市の給水区域および配水系統について説明します。

資料 4 の 2 ページを参考にご覧ください。

スクリーンには、最新の事業認可による、現在の給水区域を示しております。

本市水道事業は、神奈川県が給水している紫色の部分の橘地域を除いた地域に給水しております。

大きく 4 系統に区分され、ベージュ色の部分が中河原配水系統、青色の部分が久野配水系統、緑色の部分が小峰配水系統、茶色の部分が片浦

配水系統でございます。

次に、各配水系統の主要施設をご説明いたします。

資料4の3ページを参考にご覧ください。

まず、中河原配水系統でございます。飯泉で取水した酒匂川の表流水を導水管で高田浄水場に圧送し、高田浄水場で沈殿、ろ過、塩素消毒などの浄水処理を行ったのち、送水管で中河原配水池に圧送し、中河原配水池から自然流下にて給水しております。

次に久野配水系統でございます。中河原配水系統と同様に、高田浄水場から送水管で久野配水池に圧送し給水しております。また、高台の地域に給水するため久野配水池から新久野配水池、さらに諏訪原配水池に圧送して各戸に給水しております。

次に小峰配水系統でございます。清水新田の狩川の左岸でございます第一水源地、多古の酒匂川と狩川の合流地点でございます第二水源地、中曽根の酒匂川右岸でございます中曽根補助水源地の四つの深井戸を水源としまして、第二水源でございます調整池に原水を集め、塩素消毒したのち、小峰配水池に送水し、給水しております。また、高台の地域等に給水するため、小峰配水池から水之尾配水池に圧送し給水しております。

最後に、片浦配水系統でございます。三つの深井戸と二つの湧水を水源として、塩素消毒し、各地区の配水池に送水し、給水しております。

本市水道事業の主な施設は、飯泉取水ポンプ所を含めると30の施設がございます。資料4の4ページ、5ページを参考にご覧ください。

こちらは、各取水施設の取水量等を示しております。写真は取水施設のうち、飯泉取水ポンプ所、第一水源地、第二水源地でございます。

次に、浄水施設の高田浄水場、根府川第一浄水場、根府川第二浄水場の施設能力や写真を示しております。

こちらは、配水施設の構造や容量を示したものでございます。

こちらは、配水池のうちの、中河原配水池、久野配水池、新久野配水池、諏訪原配水池、小峰配水池、水之尾配水池の写真でございます。

次に、各配水系統の配水量及び給水人口の状況について説明します。資料4の6ページを参考にご覧ください。

上段の表は、各配水系統の配水量及び給水人口を表しております。平成26年度の実績値でございますが、全体の一日当りの平均配水量は5万9818立方メートル、給水人口は17万6658人でございます。全配水量に占める各配水区域の割合は、小峰配水系統が約11%、久野配水系統が約22%、中河原配水系統が約65%、片浦配水系統が約2%となっております。

下段の表は、水道の普及状況でございます。

本市の水道の普及率は96.9%になります。残りの3.1%については、井戸水を利用している地域で、栢山、曾比、鬼柳等が主な地区でございます。

次に、管路の布設状況について説明します。この表は、水道管の目的別の総延長を表しております。水道管の口径は 13mm から 1540mm まであり、平成 26 年度末現在で、管路の総延長は約 763.8 km でございます。

取水施設から浄水施設まで原水を送る導水管は約 7.3 km、浄水施設から配水池まで浄水を送る送水管は、約 30.1 km、配水池から各水道利用者まで送る配水管は、約 726.4 km ございます。

次に、管路の耐震化率でございます。国では、継手構造が伸縮、屈曲し、かつ離脱防止機能を備えたダクタイル鋳鉄管、溶接継手の鋼管、融着継手の水道配水用ポリエチレン管が耐震管とされています。

本市における口径 75mm 以上の管路（約 607 km）の耐震化率は約 28.8% となっております。

以上で、施設、管路の概要説明を終わります。

なお、施設の現状や課題、今後の事業計画等につきましては、8 月に予定しております第 3 回審議会において、水道ビジョンに関連して説明申し上げます。

それでは、引き続き、営業課長から水道事業の経営状況等の説明を申し上げます。

営業課長

それでは続きまして、私から小田原市水道事業の経営につきまして、説明させていただきます。

経営状況の説明にあたりまして、平成 26 年度までの決算数値を用いて説明いたしますが、平成 26 年度決算については 9 月の議会において認定を受ける予定でございますので、認定前の数値であることを予めご了承ください。

地方公営企業として位置づけられている水道事業の経理は、地方公営企業法施行規則により収益的収支と資本的収支の 2 つに区分されることとなっております。

まず、収益的収支についてご説明いたします。収益的収支とは、水道水をつくり、ご家庭にお届けするための経費とその財源でございます。

平成 26 年度決算の状況でございますが、収入は 28 億 6 千万円、支出は 27 億 1 千万円となります。この結果、当年度純利益は 1 億 5 千万円となります。

次に、収入の主な内訳についてご説明いたします。まず、水道料金は、お客さまからいただく水道料金収入で、23 億 8 千万円となります。次に、水道利用加入金は、お客さまの給水装置の新設や口径を大きなものに変更するなどの際にいただく収入で、1 億円となります。

次に、支出の主な内訳についてご説明いたします。まず、薬品費は、浄水処理、水を作るための薬品代で、3 千万円となります。次に、動力費は、浄水場などの運転やポンプを動かすための電気代で、2 億 1 千万円となります。次に、修繕費は、水道施設の修理費や水道管の漏水修理

の費用で、2億5千万円となります。次に、支払利息は、水道施設をつくるための借入金の利息分で、2億8千万円となります。最後に、減価償却費は、長期利用する施設の1年毎の価値の減少分を費用化したもので、10億4千万円となります。

全体としてみると、収入のうち、約83%が水道料金収入となっており、水を作り届けるための様々な費用のほとんどは、お客さまからお支払いただく水道料金で支えられています。

次に、資本的収支でございます。資本的収支は、水道施設をつくるために要する経費とその財源でございます。

平成26年度における資本的収支は、収入5億6千万円に対し、支出19億円となります。

収入の内訳は、水道施設をつくるために借り入れた企業債などで、平成26年度は5億円の企業債を借り入れています。

支出の内訳は、企業債の元金を返済する企業債償還金が6億1千万円、水道施設を建設したり、老朽化した施設を更新するための経費である建設改良費が12億8千万円となります。建設改良費については、今後、施設の耐震化や老朽化施設の更新を順次進めていく必要があることから、経費が増大していくことが見込まれます。

資本的収支の不足額は13億4千万円になりますが、通常、資本的収支は財源不足になる仕組みとなっておりますので、現金支出を伴わない減価償却費などによる内部留保資金等で補填することになります。

平成26年度は減価償却費などによる留保資金のほか、これまでの利益の積立である建設改良積立金で補填しております。

こちらは水道料金収入の推移を表したグラフでございます。最後に料金改定を実施したのは平成7年1月1日になりますが、平成7年度以降、水道料金収入は減収傾向にあります。これは、長引く経済の低迷から、企業がコスト削減に努めたことによるほか、一般家庭における洗濯機やトイレなどの節水型機器の普及や節水意識の向上により水道使用量が減少したことによるものと考えられます。

こちらは企業債残高の推移を表したグラフでございます。企業債残高は年々減少しており、平成17年度には127億円あった残高が、平成26年度には106億円と、21億円の減となっております。これは、平成19年度、22年度、23年度に、公的資金補償金免除繰上償還の制度を活用して、企業債の繰上償還を図ったことと、企業債の新規借入額を償還金の範囲内に抑えることで企業債残高の抑制に努めてきたことによるものです。

こちらは資金残高の推移を表したグラフです。先ほどの資本的収支に不足する額を補填するために、企業内に留保する資金の残高でございます。過去10ヵ年の推移では、20億円前後の資金を確保してまいりました。

グラフの中央をご覧くださいますと、平成22年度に資金残高が減少

しております。これは、企業債の繰上償還を実施するために減債積立金を取り崩したことによるものです。

次に、グラフの右端をご覧くださいますと、平成 26 年度にも資金残高が減少しております。これは、高田浄水場薬品注入施設の築造に伴い資金需要が増大し、先ほどご説明したとおり建設改良積立金を取り崩したことにより、資金が減少したものでございます。

最初にご覧いただいた収益的収支では、黒字を確保しているものの、利益は資本的収支の不足額の補填財源として使用されるため、建設改良工事が増加すると、資金残高は減少することになります。今後、水道料金収入が減少する一方で、施設の更新や水道管の耐震化のための支出が避けられないことから、事業の実施に必要な資金を確保するためには、水道料金を見直さざるを得ないと考えております。

最後に、平成 7 年度と平成 26 年度の決算の比較についてご説明いたします。

先ほどご説明したとおり、最後に料金改定を実施したのは平成 7 年 1 月 1 日でございますが、この表は平成 7 年度と直近の平成 26 年度決算を比較したものでございます。

収入の大部分を占める水道料金収入については、水道使用量の減少に伴い、平成 7 年度の 34 億 2 千万円に対し、平成 26 年度は 23 億 8 千万円で、10 億 4 千万円の減となっております。

一方で、支出については、委託化などの経営の合理化を図ることで、人件費などの経常費用を削減したほか、金利の高い企業債を繰上償還することなどにより、企業債利息の負担軽減を図るなど、支出の削減に努めてまいりました。

また、修繕費が 7 億 5 千万円の減、建設改良費が 4 億 9 千万円の減となっており、その支出規模は収入の減少に伴って縮小傾向にあります。

このまま料金収入の減少が続けば、施設、管路の適切な維持・管理や、耐震化などの必要な事業ができなくなる恐れがあります。水道事業は、生活に不可欠で代替の効かないライフラインであり、計画的な施設更新・耐震化による安定供給が不可欠です。そういった観点から、料金水準を見直す必要があると考えております。

以上、水道事業の経営状況について、直近の決算や過去の推移から概況をお示ししたところです。これを評価するには、他事業体との比較を行うなど、更に検討を進めていく必要があると考えており、次回以降の審議会の中で提示してまいりますので、それらを踏まえた上で、水道料金の審議をお願いしたいと考えております。

本日のところは、まずは、本市の「水道事業の沿革と概要について」をご理解いただければと思います。

以上で水道事業の沿革と概要の説明を終わります。

< 質疑応答 >

関野委員

人口が減り、水道の使用量が減って収入が減っていくのはわかる。昭和 41 年に配管工事をされた水道管は、どれくらいもつのか。私が心配しているのは、都内などの道路で水道管が破裂し、理由を聞くと「水道管が古かった」と平気で言う。小田原市ではそういうことはないのだが、例えば、昭和 41 年に配管されたものは来年で 50 年が経過することになる。実際のところ、半世紀ももつものなのか。

ガス管の交換はしょっちゅうやっているが、水道はあまりない。昭和 41 年に埋設したものは大丈夫なのか。昭和 10 年代や戦前に作られたものは交換したと聞いているが、水道管が古くなって破裂しましたでは市民は困るわけである。安心、安全のために、水道管の入替工事をどのように行っていく予定なのか伺いたい。

料金が上がるのは、これだけ節水が浸透し、収入も減ってきているのだから、ある程度やむをえないと思う。

工務課長

水道管の法定耐用年数は 40 年とされているが、他の自治体同様、実際には 60 年から 80 年はもつという一つの基準があります。

水道管の入れ替えについては、古い管から順番に、病院や災害時の避場所、学校へ給水する重要かつ太い管から行っています。なお、昭和 8 年から 11 年に入れ始めたものは、概ね 90 数%入れ替えが完了しています。これは小田原駅東口周辺にあるものが中心となっています。

耐震化率としては、口径 75mm 以上の管で 28%、約 3 割について入れ替えが完了しておりますが、まだまだ残っている状況です。その中でも基幹管路と呼んでいるものについて順次更新をしていく予定で、これは第 3 回の審議会でも詳しく説明しますが、目安として平成 40 年頃までに特に重要なもの 35 k m について更新をする計画を立て、順次実行しているところです。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、管路全体約 700 k m のうちあと 7 割残っている、という認識を持っていただきたいと思います。

次第 8 「前回（平成 21 年度）の料金審議会の答申について」

茂庭会長

続いて、前回（平成 21 年度）の料金審議会の答申について、事務局から説明をお願いします。

営業課長

私から、前回の水道料金審議会答申について、ご説明させていただきます。

資料につきましては、本日お配りした資料の中から、資料 5 「答申書平成 22 年 3 月」をご覧ください。

先ほど、水道料金の改定について、市長からこの審議会へ諮問させていただき、私から理由書を読み上げさせていただきました。その理由書の中にも記載してございますが、本市の水道料金については、平成 21

年に水道料金審議会を設置し、改定について審議していただいた経緯がございます。

改めて、その経緯を簡単にご説明いたしますと、当時、平成 20 年でございますが、厚生労働省が水道ビジョン策定し、その方針をふまえ、本市でも平成 21 年 2 月に「おだわら水道ビジョン」を策定いたしました。

このビジョンでは、計画期間を 10 年間とし、水道事業の将来像、実現方策、事業計画を定めました。そして、平成 21 年度に、このビジョンを基に水道料金の改定について審議していただくため審議会を設置し、資料のとおりのお返事をいただきました。

お返事内容については、資料の 1 ページをご覧くださいと存じますが、大きく(1)から(4)までとなっております。まとめますと「料金改定率は平均 18%、改定時期は平成 23 年とすることが適切であるが、時期については、今後の水道料金収入の動向や決算の状況、家計や企業を取り巻く経済状況を十分に見極め、適切に判断すること」とされました。

水道局といたしましては、このお返事に基づき、平成 23 年度に料金改定をさせていただくことで進めてまいりましたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生による経済状況の悪化等を考慮し、お返事はいただいたものの料金改定は見送り、現在に至っている、というのがこれまでの経緯でございます。

この度、本審議会を設置するにあたり、このお返事の取り扱いについて、局内でも議論してまいりましたが、東日本大震災を契機とし平成 25 年度に策定された、国の新しい水道ビジョンを受けて、本市においても平成 26 年度に水道ビジョンの施策や事業化計画等を改定しました。また、平成 21 年度当時と現在とでは、水道事業を取り巻く状況が変わってきていると考えております。

これらのことから、本審議会では、今後の水道料金について改めてのご審議をお願いすることとし、前回のお返事については、今後の審議の参考としていただければと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

< 質疑応答 >

特段の質疑なし

次第 9 「施設見学 高田浄水場」

施設紹介のビデオ上映の後、高田浄水場の施設見学が行われる。

(雨天のため、見学は屋内のみ)

(施設見学終了後、第 2・3 会議室へ戻る。)

営業課長

事務局からの事務連絡が行われる。

第2回、第3回の審議会開催時間について、各会午後2時から午後4時頃までを予定していると申し上げたが、第3回の8月26日については委員の都合を考慮し、午後1時からの開催とさせていただきたい。

(異議なし)

第1回小田原市水道料金審議会を終了する。

以上

小田原市水道料金審議会委嘱状交付式
第1回 小田原市水道料金審議会 次第

日 時 平成27年7月24日(金)
午後2時から
場 所 水道局 第2・3会議室

第一部 小田原市水道料金審議会委嘱状交付式

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介

第二部 第1回 小田原市水道料金審議会

- 1 会長・副会長の選出
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 諮問
- 4 水道局職員紹介
- 5 審議会の公開・非公開について
- 6 諮問書について
- 7 水道事業の沿革と概要について
- 8 前回(平成21年度)の水道料金審議会の答申について
- 9 施設見学 高田浄水場

小田原市水道料金審議会委員名簿

組織・役職名等	氏名
東海大学名誉教授 工学博士	茂庭 ^{モエワ} 竹生 ^{タケオ}
公益社団法人 日本水道協会 調査部調査役	向山 ^{ムコヤマ} 謙治 ^{ケンジ}
川辺会計事務所 税理士・社会保険労務士	川辺 ^{カワベ} 武友 ^{タケトモ}
小田原市自治会総連合 理事	関野 ^{セキノ} 次男 ^{ツギオ}
小田原市自治会総連合 理事	川口 ^{カワグチ} 博三 ^{ヒロソウ}
小田原箱根商工会議所 観光飲食部会	椎野 ^{シノ} 雅之 ^{マサユキ}
小田原箱根商工会議所 工業部会	上村 ^{ウエムラ} 純正 ^{ジュンセイ}
小田原市地域婦人団体連絡協議会 会長	川瀬 ^{カワセ} 貴美子 ^{キミコ}
公募市民	畠山 ^{ハタケヤマ} 洋子 ^{ヨウコ}
公募市民	田淵 ^{タブチ} 薫 ^{カオル}

水道局職員名簿

職 名	氏 名
水道局長	堀 <small>ホリ</small> 市郎 <small>イチロウ</small>
水道局副局長	長崎 <small>ナガサキ</small> 義則 <small>ヨシノリ</small>
営業課長	鈴木 <small>スズキ</small> 一彰 <small>カズアキ</small>
営業課副課長	小川 <small>オガワ</small> 均 <small>ヒトシ</small>
給水課長	山中 <small>ヤマナカ</small> 満治 <small>ミツハル</small>
給水課副課長	金田 <small>カナダ</small> 省三 <small>シヨウソウ</small>
工務課長	小澤 <small>オザワ</small> 千香良 <small>チカラ</small>
水質管理課長	瀬戸 <small>セト</small> 克信 <small>カツノブ</small>
営業課総務係長	渡邊 <small>ワタナベ</small> 達也 <small>タツヤ</small>
営業課経理係長	矢島 <small>ヤジマ</small> 佳典 <small>ヨシノリ</small>
工務課計画係長	小宮山 <small>コミヤマ</small> 通 <small>トオル</small>
工務課計画係長	佐々木 <small>ササキ</small> 将人 <small>マサヒト</small>
営業課主任	栗原 <small>クリハラ</small> 哲也 <small>テツヤ</small>
営業課主事	石川 <small>イシカワ</small> 諒 <small>リョウ</small>

小田原市水道料金審議会規則

昭和61年12月19日規則第47号

小田原市水道料金審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市水道料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道料金に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 小田原市水道の利用者
- (2) 学識経験者

2 委員は、その諮問に係る事項の調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。